

介護の資格取得の費用を 補助します

富士市内の介護の仕事で働く人を応援します！



介護職員初任者研修

介護福祉士実務者研修

(令和7年度)

補助の要件

介護職員初任者研修を終了していること

介護福祉士実務者研修を終了していること

- 研修の修了日以降、富士市内の介護保険事業所で3カ月以上就労していること
- この研修の費用について、他の同種の補助を受けていないこと

補助の金額

介護職員初任者研修の受講に係る費用の半額（上限4万円）

介護福祉士実務者研修の受講に係る費用の半額（上限9万円）

申請の方法

裏面を確認してください



～ お申込みの前に ～

- 富士市ウェブサイトにて補助事業の詳細をご確認の上、お申込みください。
下記QRコードより富士市ウェブサイトへアクセスできます。
- 一部補助の対象とならない介護事業所があります。富士市ウェブサイトにてご確認ください。



富士市ウェブサイトはこちらから

お問合せ / 申請窓口

富士市介護保険課 計画管理担当（庁舎4階北側）

富士市永田町1丁目100番地

電話番号 0545-55-2767（直通）

ho-kaigo@div.city.fuji.shizuoka.jp



富士山とともに 輝く未来を創る
SDGs 未来都市 富士市

しんせい てびき 申請の手引き

◆ 申請できるのは、次の要件のいずれも満たす方です

- ・ 申請する日において、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了しており、かつ、その修了日から1年以内であること
- ・ 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了した日(修了証に記載の日付)以降に、3か月以上継続して、市内の介護事業所に介護職員として就労し、申請する日においても就労していること(派遣職員として就労している人は対象となりません)
- ・ 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修の受講にかかった経費について、他の同種の補助を受けていないこと

◆ 補助の対象となるのは、次の経費です

- ・ 受講料
- ・ 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を受講するために、必ず購入しなければならない教材を購入する費用

◆ 申請に必要な書類は、次のとおりです

- ① 介護職員初任者研修等受講費補助金交付申請書 (第1号様式 富士市ウェブサイトからダウンロード)
- ② 就労証明書 (第2号様式 富士市ウェブサイトからダウンロード)
- ③ 就労期間を確認することができる書類または写し
(②③は、研修を修了した日以降に、3か月以上継続して介護職員として就労し、申請日においても就労していることを確認する為です)
- ④ 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修修了証の写し
- ⑤ 受講費の領収書の写し
- ⑥ 市税の完納証明書または市税納付状況調査同意書 (第3号様式 富士市ウェブサイトからダウンロード)



- ⑦ 申請書に記入の住所に「補助金交付決定通知書」が届きましたら、請求書を提出してください